

一人親方関係

下越地区建設業退職金共済加入組合規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、いわゆる一人親方に建設業退職金共済制度を適用し、もってその福利の増進をはかり、あわせて任意組合の運営および業務の適正を期することを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、下越地区建設業退職金共済加入組合と称する。

(事務所の所在地)

第3条 この組合は、主たる事務所を新潟県阿賀野市山口町1丁目1696番地、協同組合下越労務協会内に置く。

(掛金等の納付責任)

第4条 この組合は、建設業退職金共済事業本部に対し、共済加入、脱退、証紙購入、貼付等の一切の事務についての責めを負う。

(組合員の資格)

第5条 この組合の組合員となることのできる者は、新潟県下越地区に住所を有する建設業を営む一人親方および一人親方とともに働く技能修得中の者とする。

第2章 組合の運営および業務

(認 定)

第6条 この組合は、共済契約者となるに当たり、あらかじめ建設業退職金共済事業本部から、任意組合としての認定を受けるものとする。

(業務内容)

第7条 この組合が行なうべき業務は次のとおりとする。

- 1 共済契約の締結
- 2 共済手帳の請求および交付
- 3 共済証紙の購入および貼付
- 4 建設業退職金共済事業本部に対する組合員の加入および脱退等に関する報告書の提出

- 5 啓発広報ならびに加入の促進
- 6 その他共済契約者として行なうべき一切の業務

(備付帳簿)

第8条 この組合は次の帳簿を備えつけるものとする。

- 1 証紙受払簿(総括)
- 2 組合員(被共済者)の氏名、生年月日、本籍ならびに加入及び脱退の年月日を明らかにした名簿
- 3 被共済者別の共済手帳及び証紙の受払の状況を明らかにした帳簿

(組合員の資格喪失)

第9条 この組合の組合員が次の各号の一に該当したときはその資格を失うものとする。

- 1 死亡した時
- 2 負傷または疾病により建設業に従事することができない者となったとき
- 3 建設業以外の事業を営む者となったとき、又は建設業以外の事業を営む事業主に雇用されるに至ったとき
- 4 技能修得中の者以外の者を常時雇用して事業を営むに至ったとき
- 5 理事会において組合員として不適当であると認めた者
- 6 組合員がその資格を喪失し又は脱退したときは、共済手帳をそえてこの組合に届けるものとする。

(証紙の貼付)

第10条 共済証紙は、他の共済契約者に雇用された日については当該契約者により貼付をうけるものとし、共済契約者以外の事業主に雇用された日及び一人親方として就労した日については、この組合から貼付をうけるものとする。

(貼付枚数)

第11条 この組合が組合員に貼付する共済証紙の枚数は1月について21枚とし、組合員が他の共済契約者から貼付を受けた枚数はこれに含めるものとする。

ただし、ある月において他の共済契約者に雇用された日数が21日をこえるときは、その雇用された日数分だけ貼付を受けることができるが、21枚をこえた日数については翌月分として算入することとし、この場合においても1年についての総貼付枚数が252枚をこえないものとする。

(消印方法)

第12条 この組合で行なう証紙の消印は、この組合の名称及び日付を明らかにして行なうものとする。

第3章 役員

(役員)

第13条 この組合に、次の役員を置く。

- (1) 組合長 1名
 - (2) 理事 若干名
 - (3) 監事 2名
- 2 役員は、役員の業務を遂行する能力を有する者（本組合の組合員であるか否かを問わない。）のうちから、総会において選任する。
 - 3 役員の任期は2年とする。ただし、再選することを妨げない。
 - 4 役員は、組合員総数の5分の1以上の請求により、任期中でも総会においてこれを改選することができる。

(組合長)

第14条 組合長は、この組合を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

(理事)

第15条 理事は、組合長を補佐し、業務を処理する。

- 2 理事は、あらかじめ理事会の議決により定めた順序に従い、組合長に事故ある時はその職務を代理し、組合長が欠員のときはその職務を行う。

(監事)

第16条 監事は、この組合の財産及び業務執行の状況を監査し、その結果につき総会に報告しなければならない。

第4章 機関

(機関)

第17条 この組合には、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第18条 総会は、この組合の組合員全員をもって組織する。

- 2 組合長は、毎事業年度1回5月に通常総会を招集する。
- 3 組合長は、理事会が必要と認めたときは臨時総会を招集する。
- 4 総会は、全組合員の過半数が出席しなければ開催できない。この場合において総会への出席及び議決への参加を他人に委任した組合員は、当該他人の出席をもって総会への出席とみなす。

(総会付議事項)

第19条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 各種規約の作成、変更および廃止
- (2) 毎事業年度の事業計画および予算・決算の承認
- (3) 組合費に関する事項
- (4) その他重要事項

(理事会)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、組合長が随時招集する。
- 3 理事会は、事業計画にもとずき業務の処理に関する事項を定める。

第5章 会 計

(組合費)

第21条 この組合の組合員は、組合長の定める納期までに、毎事業年度分の組合費を納付しなければならない。

- 2 組合に加入するときは、加入金5,000円を納入するものとする。
- 3 組合費は、月額1,000円とし、年額12,000円とする。

(経 理)

第22条 この組合の事業を遂行するために必要な費用（退職金掛金「証紙代」は除く。）は、組合費をもって充てることとする。

- 2 前項に関する経理は、それぞれに他の経理と区別して取り扱わなければならないものとし、証紙代に相当する額は、それぞれ他の目的に使用してはならない。

第6章 雑 則

(事業年度及び会計年度)

第23条 本組合の事業年度及び会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

この規約は、平成16年8月26日一部改正

この規約は、平成18年4月20日一部改正

この規約は、平成31年4月25日一部改正